

佐賀県告示第 196 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成 27 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の区域
唐津市 相知町 大野	市場川(384 -001) 松林川(384 -002) 丸熊川3-1(384 -005_1) 丸熊川3-2(384 -005_2) 丸熊川4(384 -006) 丸熊川5-1(384 -007_1) 上影ノ木川2-2(384 -011_2) 上影ノ木川2-3(384 -011_3) 八反ヶ倉川2(384 -004)	土石流	次の図のとおり
唐津市 相知町 佐里	小屋の前1(384 -123)	急傾斜地の崩壊	
唐津市 巖木町 岩屋	エナギ川1(383 -063) 白山川(383 -065) 新屋敷川2(383 -049)	土石流	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)